

江南市SDGs未来都市計画推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 地域の多様な主体が参画して、市のSDGs達成に向けた取組を全市的かつ総合的に推進するため、江南市SDGs未来都市計画推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 江南市SDGs未来都市計画及びSDGsと一体的に推進する第6次江南市総合計画の進捗管理に関すること。
- (2) 前号に掲げる計画に関連する事業等の評価に関すること。
- (3) 江南市SDGs官民共創プラットフォームの管理運営についての協議に関すること。
- (4) SDGs推進施策の調査、研究、提言に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、SDGsの推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、10人以内の委員で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市内に在住、在勤又は在学している満18歳以上の者であって公募に応じたもの
- (2) 各種団体の関係者
- (3) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和10年3月31日までとする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、会長は委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、企画部企画課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年5月27日から施行する。